

千葉県介護に関する入門的研修事業実施要綱

第1 事業の目的

これまで介護との関わりがなかった者など、介護未経験者が介護に関する基本的な知識を身につけるとともに、介護の業務に携わる上で知っておくべき基本的な技術を学ぶことができるよう研修を実施し、介護分野への参入のきっかけを作るとともに、介護の業務に携わる上での不安を払拭することにより、多様な人材の参入を促進するために行うものである。

第2 実施主体

- 1 千葉県（以下「県」という。）
- 2 県は第1に定める目的を達成可能な民間事業者に委託することができる。

第3 事業の内容

1 対象者

企業等で定年退職を予定している者や、中高年齢者、子育てが一段落した者、地域住民、学生、その他県が必要と認めた者

2 事業内容

(1) 研修事業

研修については以下の内容及び時間数で実施するものとする。なお、研修修了者には修了証明書を発行するものとする。

ア 基礎講座 3時間

(ア) 介護に関する基礎知識（研修時間数 1.5時間）

○介護に関する相談先（市区町村の窓口、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所）

○介護保険制度の概要（サービスの種類、利用手続き、利用者負担など）

○介護休業制度などの仕事と介護の両立支援制度の概要（介護休業や介護休暇などの内容や利用手続きなど）

(イ) 介護の基本（研修時間数 1.5時間）

- 介護における安全・安楽な体の動かし方（ボディメカニクスの活用）
- 介護予防・認知症予防に使える体操（介護予防の理解、手軽に取り組める指先や手などを使った体操の紹介）

イ 入門講座 18時間

(ア) 基本的な介護の方法（研修時間数10時間）

- 介護職の役割や介護の専門性
- 生活支援技術の基本（移動・移乗、食事、入浴・清潔保持、排泄、着脱、整容、口腔清潔、家事援助等に係る介護や支援の基本的な方法）
- 老化の理解（老化に伴う心身機能の変化と日常生活への影響など）

(イ) 認知症の理解（研修時間数 4時間）

- 認知症を取り巻く状況（認知症高齢者の今後の動向や認知症に関する施策など）
- 認知症の中核症状とBPSD、それに伴う日常生活への影響や認知症の進行による変化
- 認知症の種類とその原因疾患、症状、生活上の障害などの基本的な知識
- 認知症の人及びその家族に対する支援や関わり方

(ロ) 障害の理解（研修時間数 2時間）

- 障害の概念や障害者福祉の理念（ノーマライゼーションやICFの考え方）
- 障害特性（身体、知的、精神、発達、難病等）に応じた生活上の障害や心理・行動の特徴などの基本的な知識
- 障害児者及びその家族に対する支援や関わり方

(ハ) 介護における安全確保（研修時間数 2時間）

- 介護の現場における典型的な事故や感染など、リスクに対する予防や安全対策、起こってしまった場合の対応等に係る知識
- 介護職自身の健康管理、腰痛予防、手洗い・うがい、感染症対策等に係る知識

ウ 修了証の発行

基礎講座及び入門講座の研修を修了した研修受講者に対して、別紙により修了証明書を発行する。

(2) 職場見学・職場体験の実施

介護分野での就労を希望する者等に対し、介護施設・事業所等での職場見学・職場体験を実施する。

(3) 介護事業所とのマッチング支援等

介護分野での就労を希望する者等に対し、介護施設・事業所等とのマッチング支援を実施する。

第4 その他の事項

この要綱に定めるもののほか、事業の実施にあたり必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(別紙)

第 一 一 号

修 了 証 明 書

氏 名

生年月日 年 月 日

あなたは、千葉県が開催した、令和 年度第 回介護に関する入門的研修

基 礎 講 座

入 門 講 座

基礎講座及び入門講座

を修了したことを証します。

令和 年 月 日

千葉県知事 熊谷 俊人